

(案)

業務委託契約書

1. 件名 沖縄ライフサイエンス研究センター共用機器移設業務
2. 履行場所 沖縄ライフサイエンス研究センター（うるま市字州崎5番8）
3. 履行期間 自 契約締結日の翌日から
至 令和7年3月31日
4. 契約金額 ￥
うち取り引きに係る消費税及び地方消費税の額￥
(注)「取り引きに係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
5. 契約保証金 契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。
ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認められるときは免除する。
6. 特約事項 なし

上記の業務について、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 那覇市泉崎1丁目2番2号
氏名 沖縄県知事 玉城 康裕 印

受注者 住所
氏名

(案)

(仕様書)

第1条 上記の契約に関して、乙は、この契約の条項のほか別冊の仕様書及び指示に従いこれを履行しなければならない。

(再委託の制限)

第2条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託（外注・下請け含む）（以下、「再委託」という。）してはならない。ただし、契約の一部について第三者に再委託する場合はこの限りでない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を再委託してはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に再委託をしてはならない。
- 4 乙は、甲が仕様書で指定した再委託することのできる業務等の履行を再委託するときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で指定したその他、簡易な業務を再委託する場合はこの限りではない。

- 5 乙は、再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、承認を得て再委託を受けた者（以下「再委託者」という。）と約定しなければならない。
- 6 乙は、第4項により再委託した業務の履行及び再委託者の行為について全責任を負うものとし、再委託者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 7 乙が第1項から第5項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は再委託者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第3条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(案)

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再委託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、本契約に関する再委託者等（再委託者並びに再委託が数次にわたるときは、全ての再委託者を含む。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに再委託者等との契約を解除し、又は再委託者等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再委託者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託者等との契約を解除せず、若しくは再委託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、本契約に関して、自ら又は再委託者等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(業務完了報告書)

第6条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書（成果報告書）及び仕様書に定める書類等を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書及び仕様書に定める書類等を受領したときは直ちに検査を行わなければならない。

(検査)

第7条 乙は物件の引渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲へ通知しなければならない。

(引き渡し)

第8条 乙は甲の行う検査に合格した後でなければ引渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものはすべて乙の負担とする。

2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙は立会いをしないときは検査結果につき、異議を申し立てることができない。

第9条 乙は検査の結果、不合格と決定した部分は遅滞なく修繕しなければならない。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、引き渡された上記物件が契約の内容に適合しないものであるときは、当該引き渡された物件の修補又は代替物の引渡しを行わなければならない。

2 乙が前項の物件の修補又は代替物の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ず

(案)

る義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(期間延長)

第 11 条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により期間内に引渡すことができないときは、その理由を詳記して期間延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、履行期間内にしなければならない。

3 甲は第 1 項の願出が正当であると認めるときは、これを承認し第 14 条の違約金を免除することができる。

(業務内容の変更等)

第 12 条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更、若しくは業務を一時中止、又はこれを打ち切ることができる。この場合において契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額については甲乙協議して決める。乙は甲の行う検査に合格した後でなければ引渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものはすべて乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払い)

第 13 条 甲は、検査の完了後、乙の適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における損害金)

第 14 条 乙は、履行期間内で引渡ししないときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し年 2.5 パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(損害の負担)

第 15 条 この契約履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第 16 条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(契約外の事項又は契約についての疑義)

第 17 条 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、業務上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施工するものとする。

第 18 条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。